

盛土材として再生利用可能な災害廃棄物の例 資料3-2



コンクリートくず

破碎、粒度調整



路盤材・
盛土材等
に活用



<参考>

「今後における海岸防災林の再生について」(平成24年2月)
東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会より抜粋

以下のいずれかの品質を確保することにより、
盛土材等として利用することができる

- ①最大粒径300mm以下かつ混入率(重量比)30%以下
- ②最大粒径300mm以下かつ粒径37.5mm以上の混入率40%以下
- ③粒径150mm~300mmのものを蛇かごの中詰めとして利用

(注)コンクリート骨材、路盤材では最大粒径40mmのものが利用されている。

盛土材として再生利用可能な災害廃棄物の例 資料3-2



津波堆積物(処理前)



津波堆積物(25mmふるい分け処理後)

ふるい分け、
洗浄等



処理された
土砂を盛土材
に活用

盛土材として再生利用可能な災害廃棄物の例 資料3-2



混合廃棄物から分別した細粒分(ふるい下)



津波堆積物(浸水した農地の土砂)

物の性状に
応じた処理



ふるい分け、洗浄、
粗粒分との混合、
土質改良等

処理された
土砂を盛土材
に活用

盛土材として再生利用可能な災害廃棄物の例 資料3-2



瓦くず



従来の取り扱い

安定型
処分場に
最終処分

分別、破碎、
粒度調整等

公共工事における再生利用(案)

品質を確認し、
盛土材等に
活用(検討)